



三重県公報

令和7年11月18日 (火)

第 670 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
752	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
753	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
754	同件	(同)	3
755	同件	(同)	3
756	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
757	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	5
758	同件	(同)	6
759	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	9
760	同件	(同)	10
761	同件	(同)	10
762	同件	(同)	10
763	同件	(同)	10
764	土砂災害警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	11
765	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	11
766	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 課)	15
	公 告		
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	16
	土地改良事業の工事の完了	(同)	16
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	16
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(デジタル改革推進課)	17
	同件	(警 察 本 部)	17

告 示

三重県告示第 752 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和7年11月18日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標榜している診療科目	担当しようとする医療の種類	指定期限 年月日
病院・診療所	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地	内科	中枢神経	令和7年 10月1日
病院・診療所	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地	内科・外科・放射線科・麻酔科	心臓脈管外科	令和7年 10月1日
病院・診療所	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地	内科	腎臓	令和7年 10月1日
病院・診療所	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地	脳神経外科	脳神経外科	令和7年 10月1日
病院・診療所	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地	整形外科	整形外科	令和7年 10月1日
病院・診療所	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地	眼科	眼科	令和7年 10月1日
訪問看護	訪問看護ステーション きりん	志摩市磯部町穴川1669番地		訪問看護	令和7年 11月1日
薬局	さくらぎ薬局	伊勢市桜木町85番地160		薬局	令和7年 10月1日
薬局	調剤薬局アカツカ半田店	津市半田202-4		薬局	令和7年 11月1日
薬局	かしの薬局	伊賀市柏野字西沖607-1		薬局	令和7年 11月1日
薬局	スギ薬局 亀山栄店	亀山市栄町1488番地の214		薬局	令和7年 10月1日
薬局	V・drug 陽だまりの丘薬局	桑名市陽だまりの丘2-2903		薬局	令和7年 11月1日
薬局	ニカ薬局 名張店	名張市夏見字浅尾114番地6		薬局	令和7年 11月1日

三重県告示第 753 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和7年11月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所
津市美杉町八知字深山口 2482 の 17、2482 の 18
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字深山口 2482 の 18（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 754 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町佐渡字寺ノ上 749、753
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 755 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡多気町車川字ワダ 873、875 の 1、875 の 3
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 756 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年11月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル名張店
名張市蔵持町字里 3408 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋 亮太

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋 亮太

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年7月1日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,320 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	216 台	敷地西側
合計	216 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	敷地北側
合計	20 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設①	136 m ²	敷地北側
荷さばき施設②	44 m ²	敷地北側
合計	180 m ²	

- (4) 廃棄物等保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	44.8 m ³	建物北側
合計	44.8 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24 時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
-----	---------

駐車場	24 時間
-----	-------

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	3 か所	縦覧による
合計	3 か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	24 時間
荷さばき施設②	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 7 年 10 月 30 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 18 日から令和 8 年 3 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 757 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン津ショッピングセンター

津市桜橋三丁目 446 番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
第一交通産業株式会社	福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目 6 番 8 号	田中 亮一郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	佐野 財丈

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	村井 正平
株式会社伊藤陶器	鈴鹿市飯野寺家町 311-1	伊藤 明
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田新井水下 67 番地	川澄 幸司
株式会社ジュエリー彩生	桑名市大字大仲新田新井水下 67 番地	川澄 一夫

株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
有限会社好古堂	津市稲葉町 460 番地の 2	小久保 幸道
有限会社サイリスインターナショナル	愛知県名古屋市中区広路町字石坂 2 番地	田中 公雄
株式会社時季	津市高茶屋一丁目 38 番 6 号	小貝 政信
株式会社竹屋	四日市市桜町 963 番地の 1	竹尾 典晃
有限会社中島化粧品	津市丸之内 29 番 18 号	中島 秀徳
有限会社浜よし水産	松阪市大平尾町 821-15	小浜 義晴
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市白子本町 14 番 7 号	廣森 重孝
藤久株式会社	愛知県名古屋市中区東区高社一丁目 210 番地	後藤 薫徳
株式会社別所書店	津市中央 5 番 21 号	別所 業啓
クレーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番地 11 号	三宅 香
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒田町 296 番地 5	渥美 健治
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志
株式会社麦の穂	大阪府大阪市北区西天満三丁目 13 番 20 号	今泉 智幸
株式会社エレガンス	津市安濃町内多 355 番地	宮前 卓也
株式会社オクノ靴店	伊勢市曾根二丁目 4 番 5 号	奥野 雅紀
株式会社寿司丸忠	愛知県名古屋市中区熱田区尾頭町 12 番 14 号	小鹿 高匡
株式会社スギノ	鈴鹿市白子本町 14 番 6 号	杉野 晋一
中村 秀生	鈴鹿市北江島町 30 番 15 号	—
西村 光治	津市半田 877 番地 54	—
有限会社唱和	鈴鹿市野町西三丁目 7 番地の 18	岩田 和枝
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目 9 番 3 号	山口 浩一
株式会社コックス	東京都江東区新大橋一丁目 8 番 11 号	池内 清和
ユニバーサルビジョン株式会社	愛知県小牧市中央区四丁目 142	山田 裕典
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中区広路通二丁目 5 番地	小林 史生
有限会社かわむらや	岐阜県海津市海津高須町 737 番地の 1	川村 真吾
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目 9 番 38 号	滝川 和彦
株式会社アイ・ツービジネス	大阪府東大阪市吉田下島 1 番 1 号	宮崎 順司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	佐野 財丈
未定	—	—

3 変更年月日

令和 7 年 10 月 27 日

4 変更理由

設置者及び小売業者の変更等のため

5 届出の日

令和 7 年 10 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 18 日から令和 8 年 3 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 758 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に

より次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年11月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン津ショッピングセンター

津市桜橋三丁目446番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 25,347 m²

(変更後) 18,982 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場①	500 台	建物3階
駐車場②	231 台	建物4階
駐車場③	180 台	建物西側
駐車場④	119 台	建物南側立体駐車場1階
駐車場⑤	113 台	建物南側立体駐車場2階
駐車場⑥	8 台	建物東側
合 計	1,151 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場①	350 台	敷地東側
駐車場②	250 台	B棟屋上階
合 計	600 台	

② 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場①	72 台	建物西側
駐輪場②	30 台	建物南側
駐輪場③	46 台	建物東側
合 計	148 台	

(変更後)

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場①	100 台	A棟北側
駐輪場②	45 台	A棟南側
駐輪場③	143 台	B棟北側
駐輪場④	63 台	B棟東側
合 計	351 台	

③ 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	962 m ²	建物 1 階北側
合 計	962 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設①	108 m ²	A 棟西側
荷さばき施設②	120 m ²	B 棟西側
荷さばき施設③	110 m ²	A 棟東側
合 計	338 m ²	

④ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設①	109 m ³	建物 1 階北側
廃棄物保管施設②	35 m ³	建物 1 階北側
廃棄物保管施設③	100 m ³	建物 1 階北側
合 計	244 m ³	

(変更後)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設①	73.44 m ³	A 棟西側
廃棄物保管施設②	111.51 m ³	B 棟西側
合 計	184.95 m ³	

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前 9 時 (ただし、年間 31 日は 午前 8 時)	午後 11 時
株式会社ヤマダデンキ		
未定		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前 8 時	午後 10 時
株式会社ヤマダデンキ		
未定		

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場①	午前 7 時から午後 11 時 30 分まで
駐車場②	
駐車場③	午前 8 時から翌 0 時 30 分まで (ただし、駐車場④、⑤及び③の一部は午前 8 時から 午後 10 時まで) (年間 31 日は午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで)
駐車場④	
駐車場⑤	
駐車場⑥	

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場①	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

駐車場②	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで
------	------------------------

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場①から⑤まで	出入口 2 か所、入口 2 か所、 出口 1 か所	縦覧による
駐車場⑥	出入口 1 か所	
合 計	6 か所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場①及び②	入口 3 か所、出口 3 か所	縦覧による
合 計	6 か所	

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 7 時から午後 9 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設②	
荷さばき施設③	午前 6 時から午前 7 時 30 分まで

3 変更年月日

令和 8 年 6 月 28 日

4 変更理由

リニューアルによる建物の再配置等のため

5 届出の日

令和 7 年 10 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 18 日から令和 8 年 3 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 759 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン四日市尾平ショッピングセンター

四日市市尾平町字天王川原 1805 番地 ほか

2 四日市市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 18 日から同年 12 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 760 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン松阪船江
 松阪市船江町 1392 番地の 27
 - 2 松阪市から聴取した意見
 意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 11 月 18 日から同年 12 月 18 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 761 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アピタ桑名店
 桑名市中央町三丁目 21 番地 ほか 5 筆
 - 2 桑名市から聴取した意見
 意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 11 月 18 日から同年 12 月 18 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 762 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン鈴鹿
 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番地
 - 2 鈴鹿市から聴取した意見
 意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 7 年 11 月 18 日から同年 12 月 18 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 763 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年11月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エーコープ青山店
伊賀市阿保 464 番地 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年11月18日から同年12月18日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第764号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和7年11月18日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二俣 12	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
南家城 12	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
川口 25	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
古市	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	土石流
川口-2	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第765号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和7年11月18日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
垣内 7	津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本木 17	津市白山町二本木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本木 18	津市白山町二本木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本木 19	津市白山町二本木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本木 20	津市白山町二本木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

[illegible]

[illegible]

山田野 11	津市白山町山田野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田野 12	津市白山町山田野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田野 13	津市白山町山田野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田野 14	津市白山町山田野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田野 15	津市白山町山田野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古市 4	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古市 6	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原 7	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原 8	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 16	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 8	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 9	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 11	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 15	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 16	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真見 3	津市白山町真見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 11	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 13	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 3	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 4	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 5	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 6	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 7	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 8	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 10	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 11	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 12	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 13	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

川口 14	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 15	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 16	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 17	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 19	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 20	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 21	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 22	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 23	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 24	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 26	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 27	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢見 51	津市白山町伊勢見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢見 52	津市白山町伊勢見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八対野 3	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本木-4	津市白山町二本木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
二本木-5	津市白山町二本木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
稲垣	津市白山町稲垣 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大原	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小杉川 4	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
福田山	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真見	津市白山町真見 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南家城	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 766 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画道路
3・3・5 号津海岸御殿場線
3・5・41 号河芸町島崎町線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

寺井池土地改良区（鈴鹿市下大久保町 4340 番地）

就任理事

鈴鹿市下大久保町 684 番地の 1

〃 〃 678 番地

〃 石薬師町 364 番地

〃 下大久保町 1995 番地の 1

〃 〃 1721 番地の 1

就任監事

鈴鹿市下大久保町 1298 番地の 4

〃 石薬師町 1784 番地の 3

河 北 日出生

矢 田 末 一

牧 野 吉 樹

久保田 章

北 林 健 吾

久保田 一 幸

田 中 勝 也

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
県営中山間地域総合整備事業（一般型）（農業用排水施設整備）	志摩中南部地区	令和 6 年 12 月 13 日
県営中山間地域総合整備事業（一般型）（農道整備）	志摩中南部地区	令和 5 年 5 月 18 日
県営中山間地域総合整備事業（一般型）（農地防災）	志摩中南部地区	令和 6 年 12 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 11 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
津卸商業センター地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年11月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特 定 役 務 の 名 称	三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務委託
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課
3	落 札 者 決 定 日	令和7年10月28日
4	落 札 者	愛知県名古屋市中区錦1丁目17番1号 日本電気株式会社東海支社 支社長 吉田 治展
5	落 札 金 額	入札価格 290,820,000 円 契約金額 319,902,000 円
6	決 定 手 続	総合評価一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和7年9月5日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年11月18日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

1	物品等の名称及び数量	小型警ら車（災害対策兼用小型高床バン型） 18 台
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落 札 者 決 定 日	令和7年10月24日
4	落 札 者	三重県四日市市日永5丁目1番3号 株式会社スズキ自販三重 代表取締役 西山 和範
5	落 札 金 額	入札価格 68,847,498 円 契約金額 68,847,498 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和7年9月5日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>